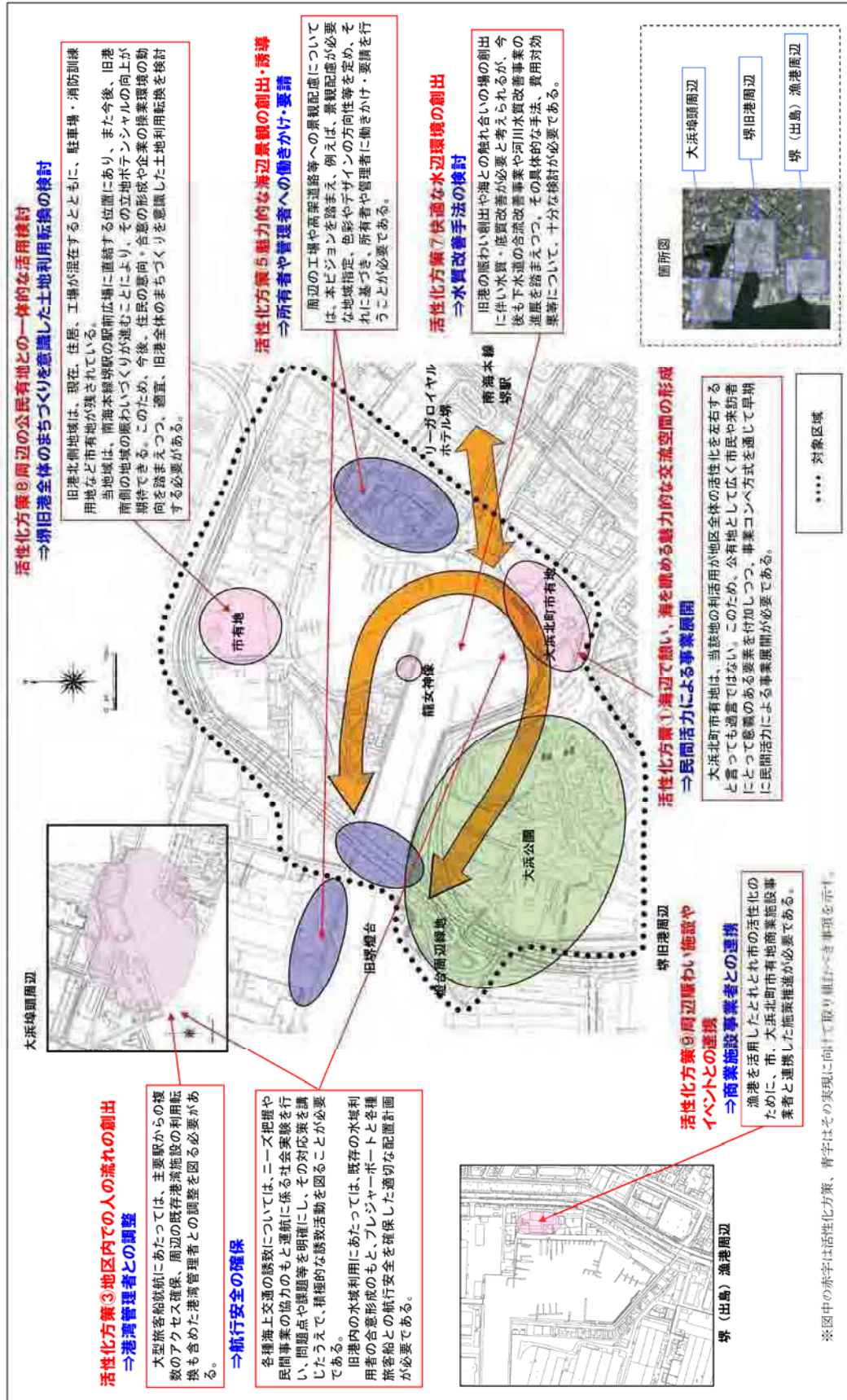


6.3 実現に向けて取り組むべき事項

本ビジョンの、活性化施策の実現に向けて取り組むべき事項を以下に整理しました。

(1) 実現に向けて取り組むべき事項（堺旧港）



(2) 実現に向けて取り組むべき事項（堺浜）

**活性化方策① 水質、底質の改善による大阪湾の再生と
環境負荷軽減への貢献**

⇒効果・環境影響把握のための実験・研究・学習・体験の推進

北泊地の浅場化にあたっては大量の埋め戻し土砂が必要となるため、港湾や河川の浚渫土砂の活用だけでは困難である。このため、建設副産物や産業関連副産物などの活用について、安全性に配慮しつつ、関係行政機関や関係団体との協議調整のもと、実験・研究を進め、合意形成を図ることが必要である。
また、浅場化の具体化にあたっては、数値シミュレーションなどによる適切な水深、形状等を検討していく必要がある。

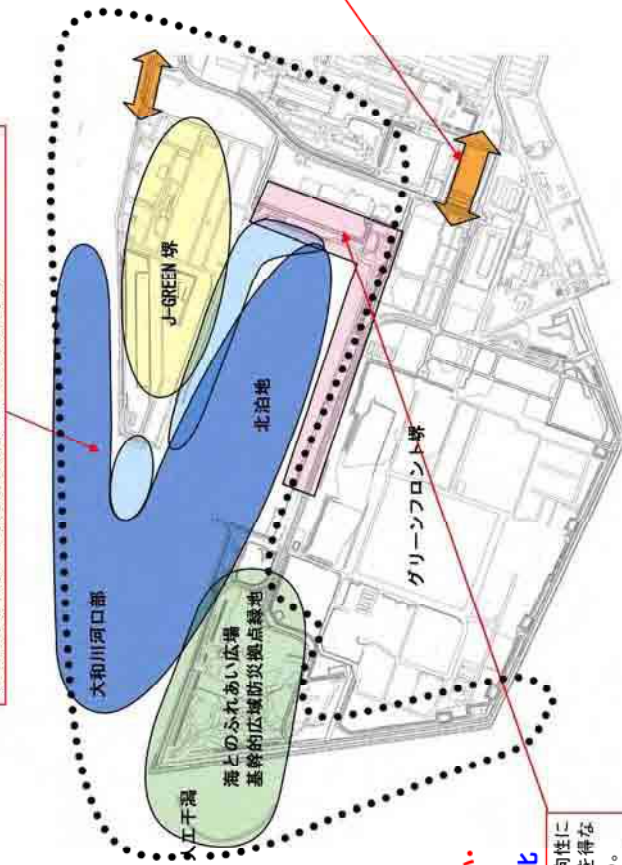
⇒CO₂削減の貢献度・生物多様性保全の調査・研究の推進

近年、世界的にブルーカーボンや生物多様性保全について注目されていることから、北泊地の自然環境の再生創造を通じて、堺の海域でのCO₂削減の貢献度や大和川の汽水域での生物多様性保全について調査研究することにより、その効果や取組みを全国にアピール、環境共生都市堺のステータス向上を図る必要がある。

活性化方策⑦ パブリックアクセスの充実

⇒交通アクセス向上策の調査研究の実施

北泊地及びその周辺用地は、東京お台場公園に匹敵する水域・陸域面積があり、現 J-GREEN 駅、アミューズメント施設に加え、新たな宿泊機能や物販・飲食施設の立地、海洋性レクリエーション活動の活発化に伴い市街地とのアクセス向上が不可欠となつてくるため、賑わい創出の状況に応じた、多様な観点で交通アクセスの向上策を調査研究していく必要がある。



**活性化方策⑤ 未利用地活用による健康・賑わい・
研究機能への活用**

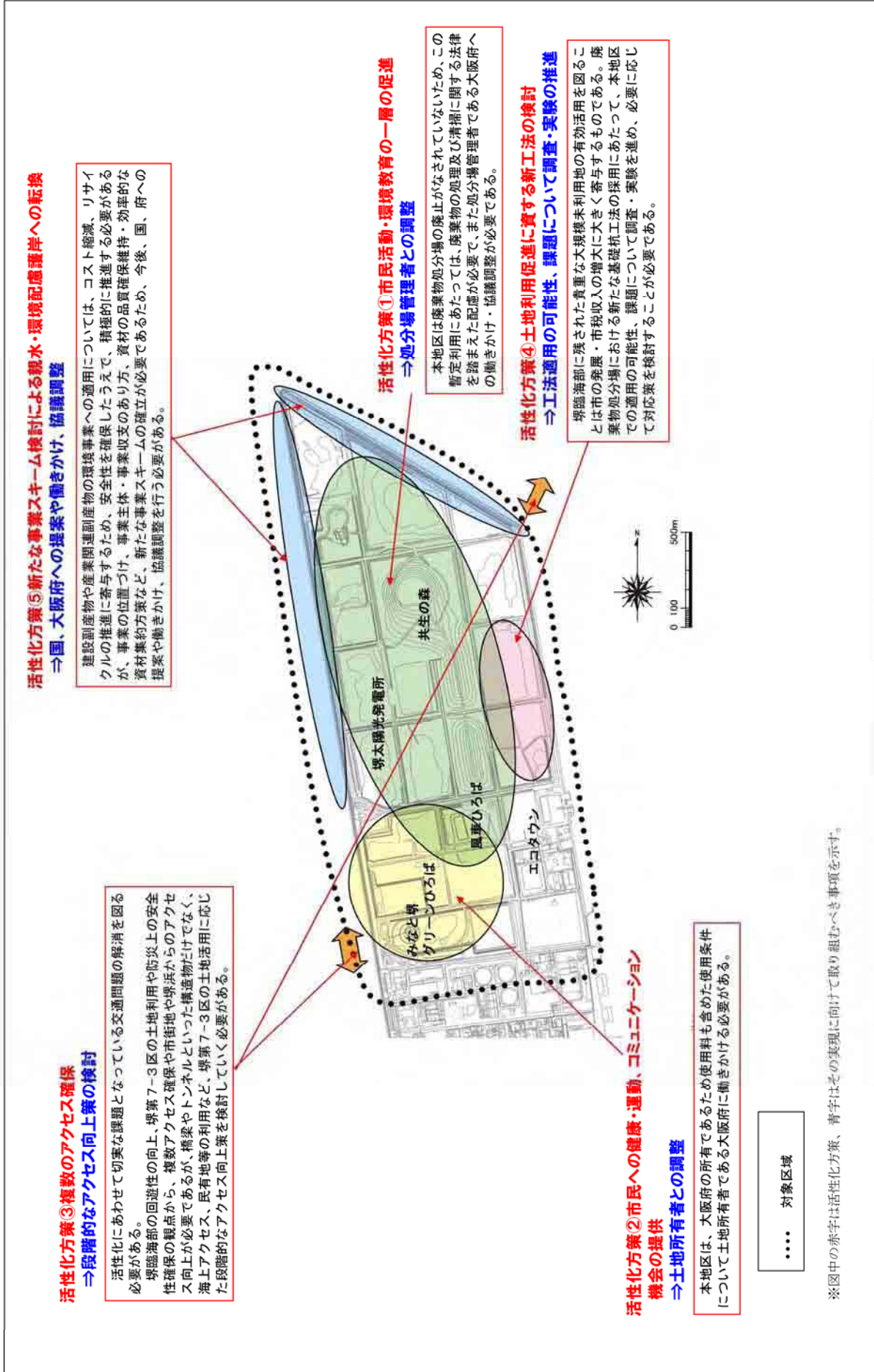
⇒地権者等の合意形成、土地活用の円滑化

当地区は民間所有地であるため、まちづくりの方向性について地権者等と合意形成を図りつつ、理解・協力を得ながら、土地活用が円滑に進むよう取り組む必要がある。
また、当地区は土地利用規制がなされていることから、土地利用にあたっては、望ましい土地利用誘導方を講じる必要がある。

..... 対象区域

※図中の赤字は活性化方策、青字はその実現に向けて取り組むべき事項を示す。

(3) 実現に向けて取り組むべき事項 (堺第7-3区)



活性化方策⑤ 新たな事業スキーム検討による親水・環境配慮護岸への転換
 ⇒ 国、大阪府への提案や働きかけ、協議調整

建設副産物や産業関連副産物の環境事業への適用については、コスト縮減、リサイクルの推進に寄与するため、安全性を確保したうえで、積極的に推進する必要があるが、事業の位置づけ、事業主体・事業収支のあり方、資材の品質確保維持・効率的な資材集約方策など、新たな事業スキームの確立が必要であるため、今後、国、府への提案や働きかけ、協議調整を行う必要がある。

活性化方策③ 複数のアクセス確保
 ⇒ 段階的なアクセス向上策の検討

活性化にあわせて切実な課題となっている交通問題の解消を図る必要がある。
 堺臨海部の回遊性の向上、堺第7-3区の土地利用や防災上の安全性確保の観点から、複数アクセス確保や市街地や堺浜からのアクセス向上が必要であるが、橋梁やトンネルといった構造物だけでなく、海上アクセス、民有地等の利用など、堺第7-3区の土地活用に応じた段階的なアクセス向上策を検討していく必要がある。

活性化方策① 市民活動・環境教育の一層の促進
 ⇒ 処分場管理者との調整

本地区は廃棄物処分場の廃止がなされていないため、この暫定利用にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえた配慮が必要で、また処分場管理者である大阪府への働きかけ・協議調整が必要である。

活性化方策④ 土地利用促進に資する新工法の検討
 ⇒ 工法適用の可能性、課題について調査・実験の推進

堺臨海部に残された貴重な大規模未利用地の有効活用を図ることは市の発展・市税収入の増大に大きく寄与するものである。廃棄物処分場における新たな基礎杭工法の採用にあたって、本地区での適用の可能性、課題について調査・実験を進め、必要に応じて対応策を検討することが必要である。

活性化方策② 市民への健康・運動、コミュニケーションの提供
 ⇒ 土地所有者との調整

本地区は、大阪府の所有であるため使用料も含めた使用条件について土地所有者である大阪府に働きかける必要がある。

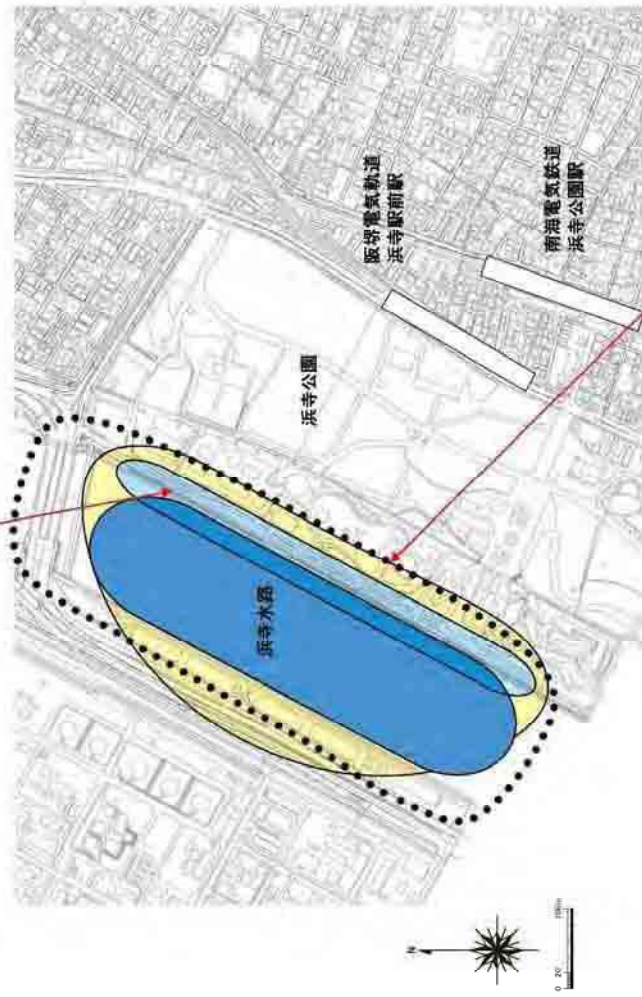
..... 対象区域

※ 図中の赤字は活性化方策、青字はその実現に向けて取り組むべき事項を示す。

(4) 実現に向けて取り組むべき事項（浜寺水路）

活性化方策①公園と水路が一体となった親水空間・自然環境の形成
→関係機関との調整

大阪府における府営プールのあり方検討の結果を踏まえ、水路と公園の連続性・親水性の確保について、公園管理者に提案するとともに調整・協議・調査を進めていく必要がある。



浜寺水路周辺

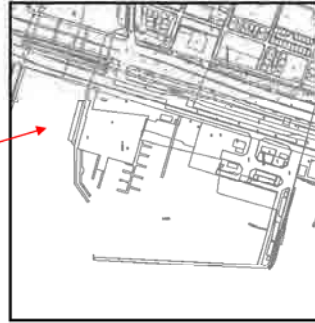
..... 対象区域

活性化方策②阪堺電気軌道の利用促進に寄与
するイベント開催・市民活動の展開
→社会実験の実施

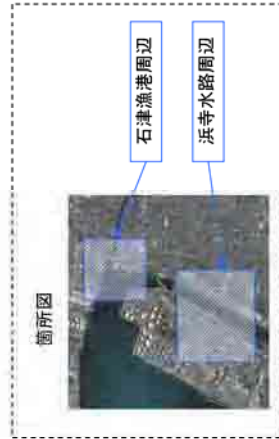
浜寺公園でのイベントや市民活動を継続的に実施し、当地区の活動として根付かせるために、社会実験を進めていく必要がある。

活性化方策④地域の環境改善や地球環境の負荷
軽減への寄与
⇒市民・利用者の意識向上

市民が快適に臨海部で活動するためには、ごみ問題は欠かすことができない重要な課題である。河川ごみの削減のためには、市、市民、NPO が連携し継続的な啓発活動を実施し、市民・利用者の意識向上を行う必要がある。



石津漁港周辺



箇所図

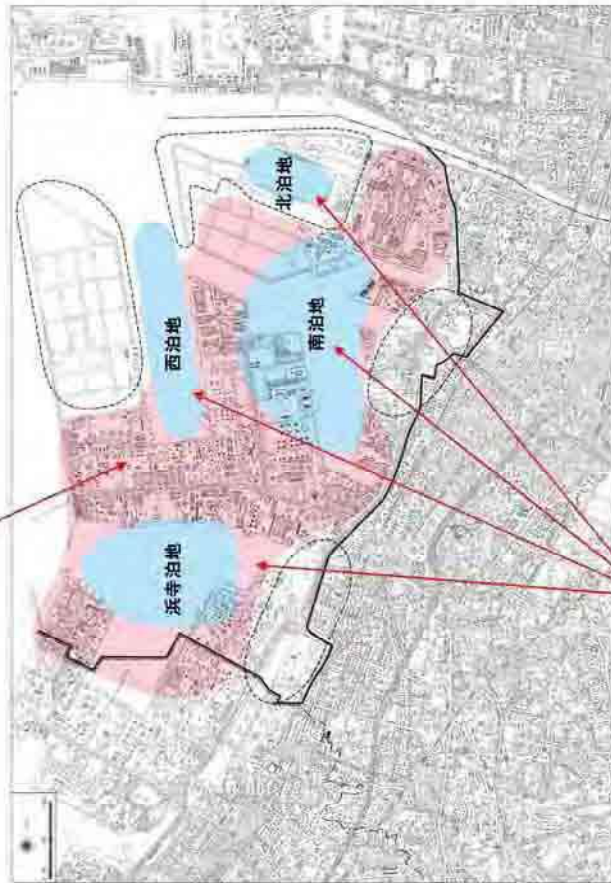
※図中の赤字は活性化方策、赤字はその実現に向けて取り組むべき事項を示す。

(5) 実現に向けて取り組むべき事項（その他の臨海部地域）

活性化方策①産業観光の推進

⇒民間事業者への働きかけ、ニーズ把握や課題整理

産業観光については、近年、全国工場夜間観光都市サミットの開催や産業観光ツアーの商品化など観光の新たなツールとして注目を浴びつつある。これを促進していくには、稼働工場や民間事業者の協力が不可欠であり、積極的な働きかけや社会実験等を通じたニーズ把握や課題整理が必要である。



活性化方策②水質改善に資する新たな海水交換技術の検討

⇒大学・研究機関との連携

更なる水質改善の推進に向けては、底層の冷熱エネルギーの活用や潮流・河川流を活用した海水交換促進（「水の道」）の実現化に向けた新たな技術の研究・開発、本海域への適用の可能性を検証する実証実験等を国・港湾管理者・大学・研究機関等と連携して推進する必要がある。

地震・津波、災害に対する市民・来訪者の安全確保

臨海部の活性化にあたっては、災害時の利用者・来訪者の安全確保が大前提となることから、平成23年3月11日に発生した未曾有の東日本大震災の教訓を踏まえ、近い将来に発生が予想されている東南海・南海海地震またはコンビナート災害に備え、国・府・近隣市・港湾管理者・海岸管理者・警察・消防・操業企業等と情報交換及び連携することにより、十分な防災・避難対策等の再構築を図ることが必要である。臨海部の土地活用にあたって、立地する民間建築物に対して「津波避難ビル」の指定が可能な構造や避難体制の確立を働きかけることが必要である。

また、平常時利用を踏まえた防災施設の整備を検討する必要がある。

※図中の赤字は活性化方策、青字はその実現に向けて取り組むべき事項を示す。